

家電リサイクル法対象品の処分

家電リサイクル法の対象となる4品目については、町で処分できません。
家電販売店へ依頼するか郵便局で家電リサイクル券を購入後、下記の指定引取場所へ自己搬入してください。

家電リサイクル法対象品

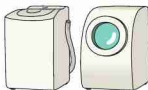
●テレビ



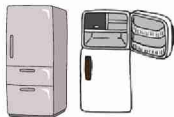
●エアコン



●洗濯機・衣類乾燥機



●冷蔵庫・冷凍庫



リサイクルの方法

●家電販売店が引き取り（リサイクル料金+収集運搬費用）

家電販売店へ直接引き取りを依頼してください。

依頼する家電の種類・大きさにあわせてリサイクル料金に収集運搬費用がかかります。

くわしくは収集を依頼する家電販売店におたずねください。

●ご自身で指定引取場所へ搬入する。（リサイクル料金のみ）

①メーカーを確認後、処分する家電のリサイクル料金を郵便局で支払って「家電リサイクル券」
↓
を購入します。

②「家電リサイクル券」を処分する家電に貼って、自身で指定引取場所へ搬入します。

川西町近辺の指定引取場所

A



A: センコー株式会社奈良支店 奈良PDセンター
住所: 大和郡山市横田町141-1
電話: 0743-56-2329

B



B: 誠運輸株式会社
住所: 北葛城郡河合町大字穴間49-1
電話: 0745-58-3277

メーカー・金額・手続き等でわからないことがあれば下記までお問い合わせください。

家電リサイクル券センター
電話: 0120-319-640

WEB:

<http://www.rkc.aeha.or.jp/>
下記QRコードからもアクセスできます。

